

現行の取組       施策オプション

取組の単位と関係法律	計画	取組の把握等	評価の手法		取組状況等の公表
			行政による評価	第三者評価	
<b>工場・事業場単位</b> 省エネ法による取組 第1種工場 (製造業、鉱業、電気・ガス・熱供給業) 第2種工場 (民生業務等) 建築物の建築主	・ 第一種工場の中長期計画策定義務づけ、主務大臣へ提出 ・ 第二種工場の燃料、電気等の使用量の届出義務づけ ・ エネルギー管理者の必置 ・ 建築主による建築物の省エネ努力	・ 燃料、電気等の利用量に係る定期報告義務づけ ・ エネルギー管理者の必置 ・ 第二種工場の燃料、電気等の使用量の届出義務づけ ・ エネルギー管理員の必置	・ 取組が著しく不十分であるとき、主務大臣による合理化計画策定の指示、変更の指示 ・ 合理化計画を適切に実施していない事業者の公表、命令 ・ 業務の状況の報告聴取、立入検査 ・ 取組が不十分な場合の勧告 ・ 業務の状況の報告聴取・立入検査 ・ 必要に応じ指導・助言		
<b>事業者単位</b> これまでの自主的取組	温暖化対策推進法に基づく、温室効果ガスの排出抑制等のための計画策定の努力義務			・ 環境マネジメントシステムの認証(ISO14001) ・ 環境報告書の第三者検証	・ 温暖化対策推進法に基づく計画及び実施状況の公表の努力義務 ・ 環境報告書の公表
透明性、信頼性確保のための第1ステップの施策案	排出量の把握・公表の仕組み	・ 温室効果ガスの排出量の把握			・ 排出量の公表義務づけ
	自主的取組の第三者評価の仕組み	・ 温室効果ガスの排出抑制等のための計画策定(努力義務)	・ 目標や排出実績等の把握		・ 目標や排出実績等の取組状況についての第三者機関の評価
適切な目標設定による実効性確保のための第2ステップのオプション	政府との協定	・ 削減目標値を設定した協定の締結	・ 達成状況の政府への報告等	・ 目標の達成状況の評価等	・ 協定、進捗状況の公表の義務づけ
	実行計画制度	・ 温室効果ガスの排出抑制等のための計画策定の義務づけ	・ 目標や排出実績等の把握	・ 計画の基準に違背している場合の助言・勧告	・ 計画、進捗状況の公表の義務づけ
<b>経団連単位</b> 経団連の自主行動計画	・ 温室効果ガスの排出抑制のための自主的取組の推進 ・ 経団連、業界単位での自主目標の設定 ・ 業界団体や業界内での企業の参加の呼びかけ(全ての業界団体、業界内の全ての企業が参加しているわけではない)			・ 業所管省庁の審議会への説明 ・ 第三者評価機関を検討	・ 経団連単位、業界単位での目標達成状況と取組の概要を公表 ・ 更なる透明性の向上を検討。

